

平成 29 年 1 月 26 日
資金管理センター

資金管理料金特別会計における繰越金の使途について

平成 28 年 12 月 7 日開催の第 71 回資金管理業務諮問委員会では、「平成 29 年度以降の公益財務基準の適合状況の確認結果」(別紙)にて、繰越金の取り扱いに関して報告し、審議のうえ了承された。

それを踏まえ平成 29 年度における資金管理料金特別会計の繰越金の使途についてご審議いただきたい。

1. 資金管理料金特別会計における繰越金

資金管理料金特別会計における繰越金(毎事業年度の収支差額の累計額)は、平成 28 年 12 月末時点で約 40 億円(A)である。この約 40 億円の繰越金は、自動車ユーザーが支払った資金管理料金のうち、本財団の業務効率化等による費用低減などにより生じた剰余である。従って、この繰越金の使途は、特預金と同じく、自動車ユーザーの便益に資する施策とすべきである。

2. 資金管理料金の改定と繰越金の関係

平成 29 年 4 月から適用される新資金管理料金の額は、新車購入時預託分が 290 円、引取時預託分が 410 円であるが、資金管理料金特別会計においては、これらの新料金の額にて 15 年間における収支相償を図る予定である。なお、新料金の額は費用の積算結果から算出された 297.1 円及び 416.6 円を切り捨てた額であり、差額の 7.1 円及び 6.6 円については上記の繰越金で賄うこととしている。繰越金で賄う額は 15 年間で約 6 億円(B)である。

3. 繰越金のうち必要な留保資金

繰越金のなかには、運転資金や不測事象に備えるために必要な一定程度の留保資金がある。合計で約 19 億円(C)となる(内訳は【表1】のとおり)。

【表1】 必要な留保資金

項目	金額	備考
運転資金	9 億円	3 か月分の運転資金
不測事象対応	10 億円	事務所インフラのトラブル対応等のために必要な留保資金
合計	19 億円	

4. 自動車ユーザーの便益に資する施策に充てることが出来る繰越金の額
 上記1. から3. により、新たに自動車ユーザーの便益に資する施策に充てることが出来る繰越金の額は約 15 億円(D)と算出される。

$$\text{約 15 億円(D)} = \text{約 40 億円(A)} - \text{約 6 億円(B)} - \text{約 19 億円(C)}$$

5. 平成 29 年度の支出について

平成 29 年度においては、自動車リサイクル情報システムの改修(内訳は下記参照)を実施する予定である。これらの改修案件のうち自動車ユーザーの便益に資する案件、及び自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新等について、資金管理料金収入及び繰越金(約 3 億円)を充てることとしたい。

＜平成 29 年度 システム改修案件＞

システムセキュリティ対策の更なる強化、一般料金照会機能や車両状況確認機能のモバイル対応、リサイクル料金の割引を可能とするための改修 等

6. 公益財務基準と繰越金の関係

繰越金は、公益認定の財務基準上、遊休財産に該当する。遊休財産については、「法人全体の遊休財産額は 1 年間の公益目的事業費の額を上回ってはならない」という基準(遊休財産の保有制限)がある。JARC では、資金管理料金の繰越金の影響で近年、当該基準に適合することが困難な状況となってきた。

しかしながら、上記4. のとおり 3 億円の繰越金の使途を定め、繰越金を減少させることにより、平成 29 年度においては当該基準に適合することが可能となる見込みである(【表2】参照)。

【表2】平成 29 年度における「遊休財産の保有制限」の適合見込み

公益目的事業費 47 億円		>	遊休財産(繰越金) 44 億円※	
※遊休財産(繰越金)の内訳				
資金管理料金特別会計			37 億円(=40 億円 - 3 億円)	
再資源化支援部特別会計			5 億円	
情報管理特別会計			1 億円	
合計			44 億円	

7. 平成 30 年度以降における公益財務基準の適合について

平成 30 年度以降の収支見通しについては、平成 28 年 12 月 7 日開催の第 71 回資金管理業務諮問委員会にて報告済であるが、引き続き、毎年度の収支動向を見極めつつ、公益財務基準(遊休財産の保有制限、収支相償)への適合を図りたい。

以上